

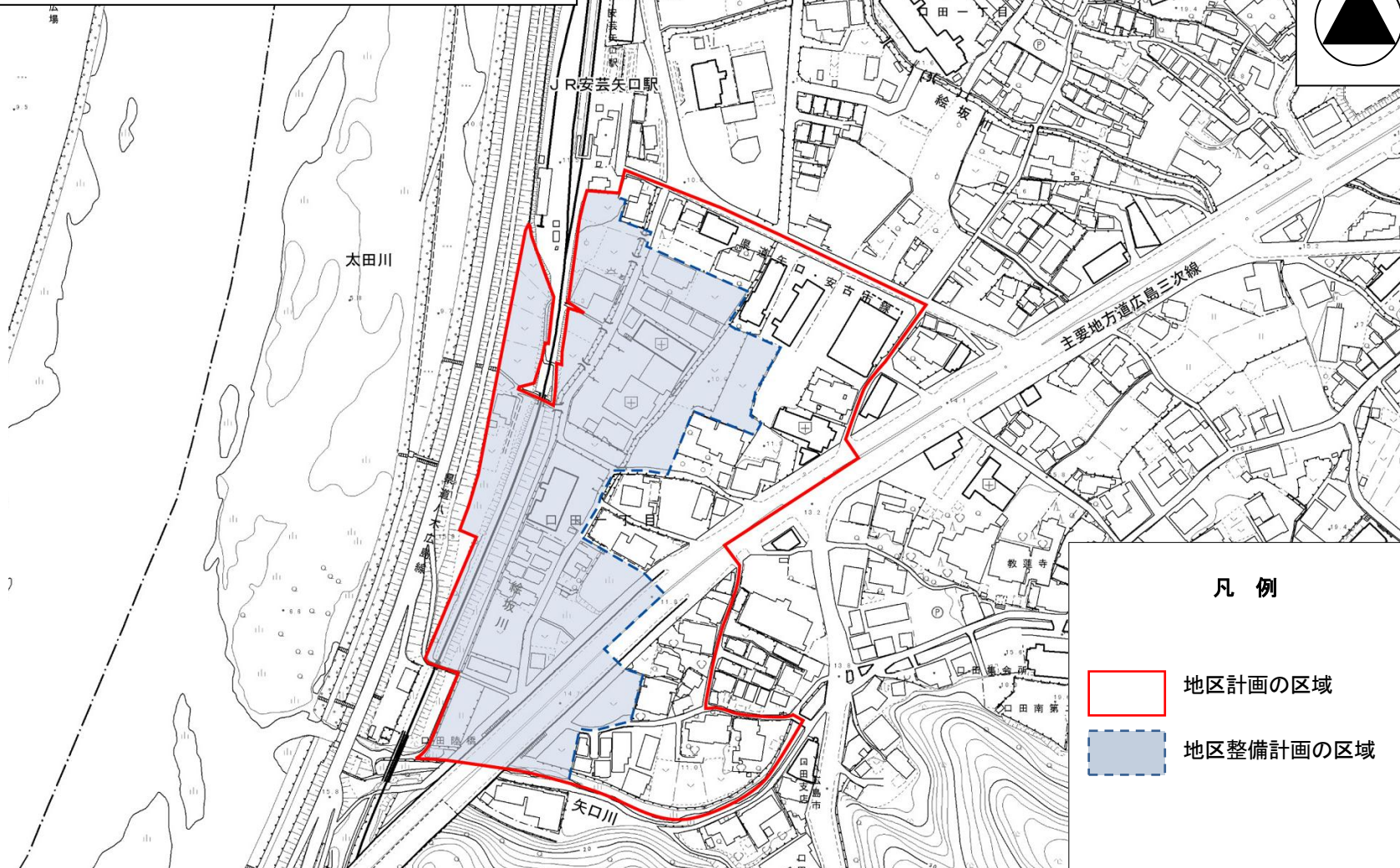
60. 矢口川下流部周辺地区 地区計画

決 定 平成 25 年 8 月 12 日 広島市告示第 353 号



名 称	矢口川下流部周辺地区 地区計画	
位 置	広島市安佐北区口田一丁目及び口田南七丁目の各一部	
面 積	約 5. 6 h a	
地区計画の目標	<p>矢口川下流部周辺地区は、広島市の中心部の北約 9 キロメートルに位置し、太田川と矢口川の合流部周辺に形成されている住宅を主体とした市街地である。</p> <p>本地区では、近年の集中豪雨発生による家屋の床上浸水を伴う内水被害が度々発生していることから、排水施設の設置とともに土地利用ルールの策定など総合的な治水対策が必要である。</p> <p>このため、土地利用ルールについて、地区計画を策定することにより、床上浸水被害を受けにくい建築物の建築等を誘導し、災害に強い市街地の形成を図ろうとするものである。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	床上浸水被害を受けにくい建築物の建築等を誘導し、災害に強い市街地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	災害に強い市街地の形成を図るため、建築物について、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。
地区整備計画	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物に居室を設ける場合は、床の上面を東京湾平均海面（T.P.）上 9. 8 メートル以上とする。ただし、仮設建築物についてはこの限りでない。

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

矢口川下流部周辺地区 地区計画



凡例

-  地区計画の区域
-  地区整備計画の区域

※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。

詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。